

女性のがん検診のお知らせ

要予約

女性のがん検診（乳がん・子宮頸部がん検診）を次のとおり実施しています。

対象者

- 乳がん検診（2年に1度の検診です）
40歳以上（平成18年3月末現在）で偶数年齢の方
- 子宮頸部がん検診（毎年受診できます）
20歳以上（平成18年3月末現在）の方

受診内容・料金

- 乳がん検診（視触診検診・X線撮影双方受診）
 - ・問診、視診、触診 300円
 - ・X線撮影（マンモグラフィ撮影） 1,500円
- * X線撮影は視触診検診終了後、別の日に受診
- 子宮頸部がん検診
 - ・問診、細胞診、内診 1,200円
- 70歳以上の方、市民税非課税世帯の方は無料

申込方法

受診を希望される方は、下記の申込先へ必ず電話予約をお願いします。

予約受付時間
9:00～17:00（平日）

予約申込先

- 豊岡会場：豊岡市保健センター ☎24-9604
- 城崎会場：城崎総合支所健康福祉課 ☎32-0001
- 竹野会場：竹野総合支所健康福祉課 ☎47-2033
- 日高会場：日高総合支所健康福祉課 ☎42-1111
- 出石会場：出石総合支所健康福祉課 ☎53-2070
- 但東会場：但東総合支所健康福祉課 ☎54-1029



検診日程・会場

混雑を避けるため、地区割指定をしていますが、都合のよい日程および会場で予約してください。

【豊岡会場】

会場：豊岡市保健センター（豊岡健康福祉センター2階）

乳がん・子宮頸部がん検診			
日程	対象地区	時間	
8/18(木)	神美・竹野	13:00～14:00	
8/25(木)	城崎・竹野		
9/8(木)	中筋・田鶴野		
9/15(木)	市街地		
9/22(木)	八条・奈佐		
10/13(木)	港・神美		
10/27(木)	五荘		
11/10(木)	新田・三江		
11/24(木)	中筋・田鶴野		
12/1(木)	上記の日程で受診できなかった方		
子宮頸部がん検診のみ			
日程	対象地区		時間
9/1(木)	新田・三江	13:00～14:00	
9/29(木)	中筋・田鶴野		
10/20(木)	城崎・竹野		

【城崎会場】

会場：城崎健康福祉センター

子宮頸部がん検診のみ		
日程	対象地区	時間
9/8(木)	城崎全地区	13:00～14:00

【竹野会場】

会場：南地区公民館、中地区公民館、ふれあい会館

子宮頸部がん検診のみ		
日程	対象地区	時間
10/11(火)	南地区公民館	9:30～10:30
	中地区公民館	11:00～12:00
	ふれあい会館	13:30～15:00

【日高会場】

会場：公立日高病院健診センター

乳がん・子宮頸部がん検診		
日程	対象地区	時間
10/3(月)	日高全地区 竹野・出石・但東地区の希望者	13:15～13:30
10/5(水)		
10/6(木)		
10/12(水)		
10/13(木)		
10/17(月)		
10/19(水)		
10/20(木)		
10/24(月)		
子宮頸部がん検診のみ		
日程	対象地区	時間
10/26(水)	日高全地区	13:15～13:30
10/27(木)	竹野・出石・但東地区の希望者	
10/31(月)		
11/2(水)		

【出石会場】

会場：出石健康福祉センター、玉岡医院

乳がん・子宮頸部がん検診			
日程	対象地区	会場	時間
9/1(木)	出石全地区	出石健康福祉センター	13:30～14:30
9/6(火)			
9/20(火)			
子宮頸部がん検診のみ			
日程	対象地区	会場	時間
9/2(金)	出石全地区	出石健康福祉センター	13:30～14:00
平成18年3月までの月～土	出石・但東全地区	玉岡医院	午前中

【但東会場】

会場：但東健康福祉センター

乳がん・子宮頸部がん検診		
日程	対象地区	会場
10/13(木)	但東全地区	13:00～13:45
10/14(金)		

国民年金からのお知らせ

過去に年金保険料の納め忘れのある方へ

『高齢任意加入制度』があります

国民年金は、20歳から60歳までの40年間加入し、加入期間中、保険料を納付すると、満額の年金を受給できます。

ただし、加入期間中に保険料の納め忘れや、免除を受けた期間がある方については、満額の年金を受給できません。そこで、60歳から65歳までの間、「任意加入」し、保険料を納めると受給できる年金額を増やすことができます。

任意加入は、申請をした日の属する月から加入できますが、65歳になるまで任意加入しても受給資格期間（300月）を満たせない場合は、さらに70歳を限度に受給資格期間を満たすまで任意加入することができません。

65歳での国民年金受給額は、下表の計算式で算出されます。

65歳での年金の受取り額は

$$\begin{array}{c} \text{平成17年度} \\ \text{満額受給額} \\ 794,500\text{円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付月数} \end{array} + \begin{array}{c} \text{保険料全額免除} \\ (\text{月数} \times 1/3) \end{array} + \begin{array}{c} \text{保険料半額免除} \\ (\text{月数} \times 2/3) \end{array}}{40\text{年}(\text{加入可能年数}) \times 12\text{月} = 480\text{月}}$$

若年者納付猶予ならびに学生納付特例期間は、保険料納付月数に含まれません。

全額免除申請・若年者納付猶予を希望される方へ

継続申請ができるようになります

平成17年度の免除申請は、7月から受付開始しています。が、全額免除と若年者納付猶予（30歳未満）を希望の方は、「継続申請」ができるようになります。継続して免除・猶予が受けられる方は、次の2点とも該当する方です。

全額免除または納付猶予が承認された方
翌年度以降も全額免除または納付猶予に引き続き該当する方

また、半額免除より若年者納付猶予を優先して審査を希望される方で、審査対象となる被保険者、世帯主または配偶者のいずれも所得要件に該当し、全額免除ならびに若年者納付猶予で承認された方は、翌年度の申請が継続となり、再申請が不要となります。

ただし、毎年、社会保険事務所が免除基準審査を行い、審査の結果、全額免除または若年者納付猶予が不承認となつた場合で、半額免除等の承認を受ける場合には、改めて申請が必要です。

次に挙げるものに該当する場合は、毎年申請が必要です。失業した場合の特別事情によるもの

生活保護法による生活扶助以外の扶助、または特別障害給付金を受給している方
全額免除から若年者納付猶予（若年者納付猶予から全額免除）へ変更される方
学生納付特例者
半額免除者
震災、風水害、火災、その他これに類する災害により被害を受けた方

なお、平成17年1月2日以降に豊岡市に転入された方の申請には、平成17年度所得課税証明書（平成16年分）が必要となります。詳しくは、広報7月10日号に掲載していますのでご覧ください。



受給年金額を増やしたい方へ

『付加年金』があります

定額の保険料に加えて、付加保険料（月額400円）を納めると、「付加年金」が受給できます。付加年金は、納めた月数×200円（年額）が老齢基礎年金に加算して受給できます。

付加年金加入時の保険料納付額

$$\begin{array}{c} \text{平成17年度} \\ \text{定額保険料} \\ 13,580\text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{付加保険料} \\ 400\text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{納付額} \\ 13,980\text{円} \end{array}$$

【申請・問合せ】

市民課市民係または各総合支所市民生活課
兵庫社会保険事務局豊岡事務所
☎ 22・3196